

保全ニュースとうほく

令和2年度 保全実態調査結果（東北版）について

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、令和2年度の保全実態調査にご協力いただき、ありがとうございます。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。今回は、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果の概要及び特に重要な点について報告します。

表-1 保全実態調査の調査施設数

種別	施設数	延べ面積
庁舎等	838 施設	1,534,724 m ²
庁舎 ※1	705 施設	983,822 m ²
刑事施設等収容施設、 自衛隊関係施設その他	133 施設	550,902 m ²
宿舍	418 施設	653,475 m ²
合計	1,256 施設	2,188,199 m ²

1. 調査施設数

今年度の調査では管内の保全実態調査対象施設 1,256 施設全てから回答をいただきました。施設の内訳等は(表-1)「保全実態調査の調査施設数」のとおりです。

施設数は、追加登録施設もありましたが、廃止・取り壊し等による減のほうが多く、昨年度から 15 施設の減となっています。

※1 官公法第 2 条第 2 項に定めるものをいう。

各施設の建築物の延べ面積を経年別に分類すると、約 48%が建築後 30 年を経過しています。(図-1)(表-2)

建築後 30 年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づいた計画的な対応が必要となります。

表-2 経年別延べ面積

経年別	延べ面積
10年未満	219,288 m ²
10年以上20年未満	478,643 m ²
20年以上30年未満	436,716 m ²
30年以上40年未満	443,718 m ²
40年以上50年未満	404,269 m ²
50年以上	205,565 m ²
合計	2,188,199 m ²

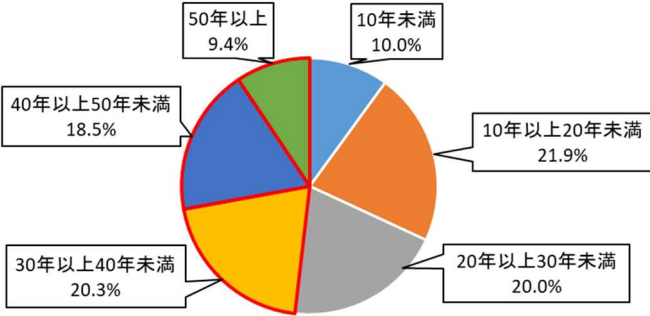


図-1 経年別延べ面積割合

2. 調査項目及び結果

調査項目は保全実態調査要領により「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」の3項目となっております。

今回は「保全の体制、計画及び記録等」のうち、「施設保全責任者の有無」「中長期保全計画の作成」「点検及び確認結果の記録」「修繕履歴の作成」の結果を報告します。

①施設保全責任者の配置

昨年度はインフラ長寿命化計画（行動計画）で定められた目標の100%を僅かに下回りましたが、今年度は目標を達成しています。（図-2）

各省各庁の長は「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」において、施設保全責任者を定めることとされています。

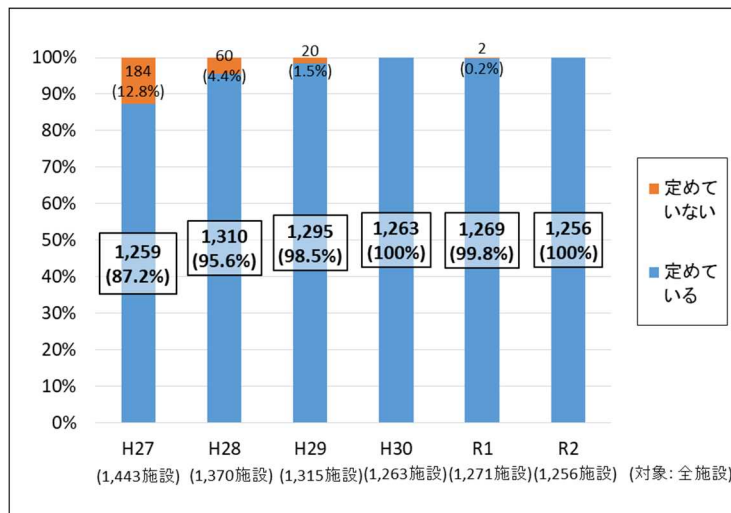


図-2 施設保全責任者の配置

②中長期保全計画の作成

「作成している」が昨年度の86.5%から88.9%と改善しています。（図-3）

適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目標としておりますが、目標の達成までにあと少しの状況です。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料に「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を掲載していますので、それを参考に、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

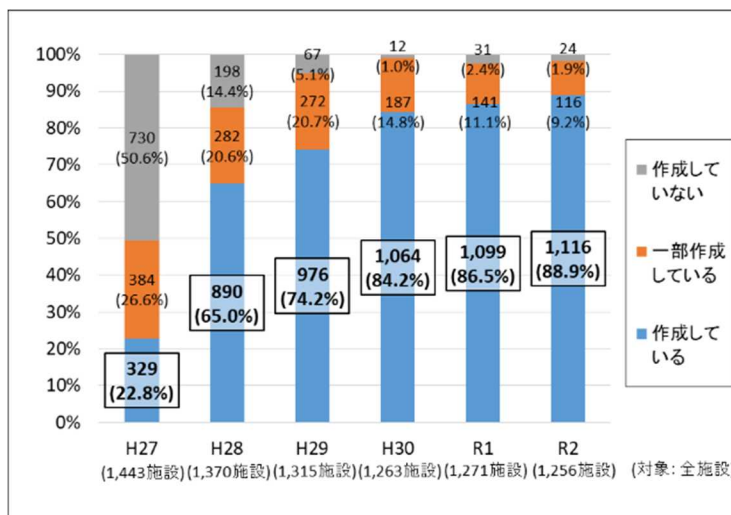


図-3 中長期保全計画の作成

③点検及び確認結果の記録

「作成している」が、昨年度の88.7%から92.6%と改善しています。（図-4）

すべての施設において「点検及び確認結果の記録」が作成されることを目標としておりますので、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

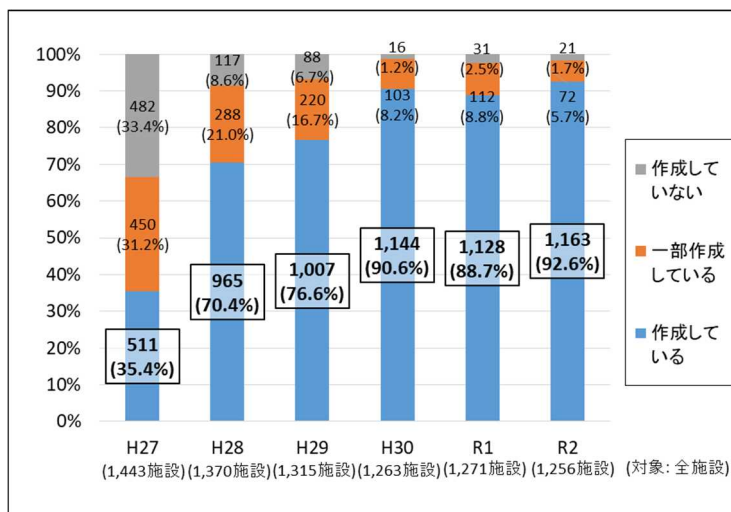


図-4 点検及び確認結果の記録

④修繕履歴の作成

「作成している」が昨年度の91.1%から93.7%と改善しています。(図-5)

すべての施設において「修繕履歴」が作成されることを目標としておりますので、未作成または一部作成の施設については速やかに作成をお願いします。

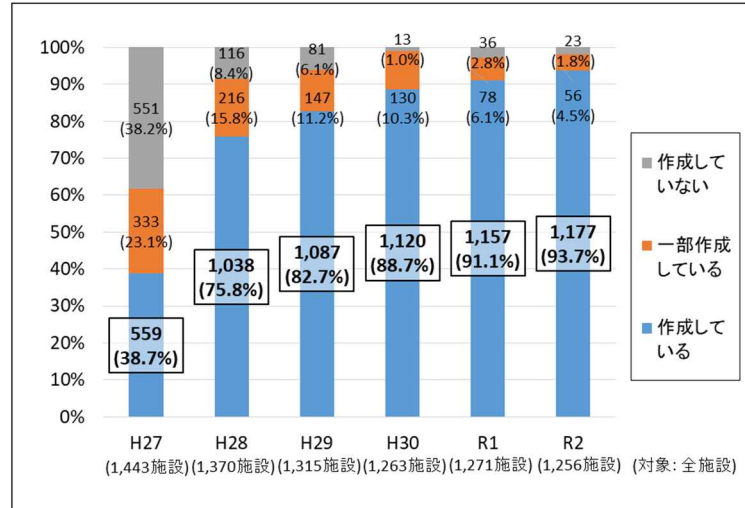


図-5 修繕履歴の作成

3. 調査結果の総合評価

保全実態調査の調査結果を項目別に100点(一部200点)満点で評価し、各項目の評点の平均値として総評点を算出しています。

調査結果の総合評価は年々向上しており、「良好」な施設が昨年度93.5%から95.1%と改善しています。(図-6)

しかし、前述のとおり保全計画等が未作成の施設も一部あり、評点を下げる要因となっています。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)には「中長期保全計画」、「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴」を作成する機能があります

ので、これらが未作成の施設についてはBIMMS-Nを活用する等して、速やかに作成をお願いします。

特に法定点検等の実施は、建築基準法及び官公法等の関係法令で定められているものであり、確実に実施する必要があります。実施した結果で問題がありましたら速やかに検討を行い、対策を講ずることにより、施設を長期間、健全に利用できることになります。

国家機関の建築物等は、適切な保全の実施により既存施設を有効活用することが求められています。安全・安心かつ快適な施設を維持するためにも、施設保全担当の皆様には今回の調査結果を参考としながら、施設保全の推進に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

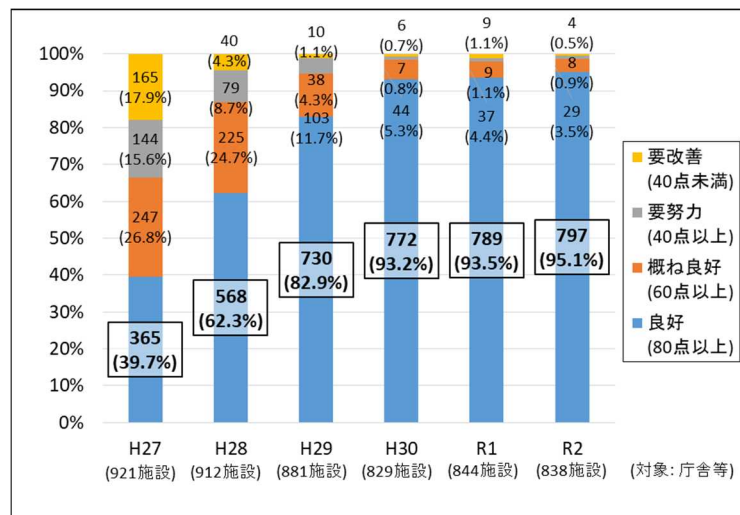


図-6 調査結果の総合評価

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
 TEL 022-225-2171 (内線 5513) mail:thr-82kantoku@mlit.go.jp
 FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
 TEL 019-651-2015 mail:thr-moriei@mlit.go.jp
 FAX 019-605-8115